

受け付けます!

平成28年度「就学援助」の申し込み

町には、小・中学校にお子さんが通学していて、学用品の購入や給食費の支払いなど経済的にお困りになっているご家庭に対し、就学費用の一部を援助する制度があります。

就学援助費を希望される方は、町教育委員会、または各小・中学校を通じて手続きをしてください。

○援助を受けることができる方

- ①『児童扶養手当法』による児童扶養手当を受給されている世帯（児童手当ではありませんので、ご注意ください）
- ②申請する年、またはその前年の町民税が非課税の世帯
- ③保護者の職業が不安定等の理由で、生活保護に準ずる程度にお困りの世帯
- ※この他にも援助を受けられる場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

○援助の内容

学用品費、通学用品費、新入学児童・生徒学用品費、修学旅行費、学校給食費、医療費等の一部

○申請方法

4月から援助を希望する場合は、3月31日（休）までに教育総務課、または各小・中学校へ申請用紙等（申請用紙は、教育委員会および町内の小・中学校に備え付けてあります）を提出してください。

なお、4月1日以降も随時受け付けますが、申請時期により認定する月や援助金額が変わります。

問い合わせ／教育総務課（☎581-2121内線511）へ。

ご協力ください！

公共施設等に関する町民アンケート

町では、公共施設等（学校や公民館などのいわゆるハコモノ施設と、道路や上下水道などのインフラ※施設）を、今後どのように管理・運営していくのかという基本方針の策定に取り組んでいます。

そこで、策定を進めるにあたり、町民の皆さんから参考意見をいただくため、アンケート調査を実施します。

2月上旬から無作為に抽出した町民の皆さんに調査票（アンケート）をお送りしますので、ご家庭に調査票が届いた場合には、ご協力をお願いします。

※インフラストラクチャーの略。ここでは、道路や橋梁、上下水道などをいいます。

問い合わせ／総合政策課（☎581-2121内線464）へ。

募集します！

寄居町男女共同参画推進懇話会委員

町では、寄居町男女共同参画推進懇話会委員を募集します。

男女共同参画推進懇話会は、寄居町における男女共同参画社会の実現に向けて、「寄居町男女共同参画推進プラン」に基づいて実施される町政全般の施策や実施状況について、町民意見を反映させるための機関です。

現在の委員が任期満了となりますので、公募による町民枠の2人の新たな委員を募集します。男女共同参画に興味のある方のご応募をお待ちしています。

応募資格／寄居町に住所を有する満20歳以上の方で、町の他の審議会や委員会で公募による委員になっていない方

募集人員／2人

任期／3年間（平成28年4月1日～平成31年3月31日）

謝礼／あり（会議の出席者）

会議／年間2回程度（平日の昼間開催）2時間程度

応募方法／役場4階人権推進課および1階総合案内で配布する所定の応募用紙（町公式ホームページからも取得できます）に、必要事項を記入のうえ、人権推進課へ持参、郵送、Eメールのいずれかで応募してください。

応募期間／2月9日（火）～3月1日（火）

※郵送の場合は、同日必着。Eメールの場合は、3月1日（火）送信日有効。

選考方法／委員は応募者の中から審査により決定します。選考結果は、応募された方全員に文書で通知します。

問い合わせ／人権推進課（☎581-2121内線412、Eメール jinken@town.yorii.saitama.jp）へ。

寄居町の難読 地区名・行政区名を紹介！

町内外の皆さんから、よくお問い合わせいただけ、寄居町の難読地区名・行政区名の主なものをまとめてみました。

地区名 男衾（おぶすま）

行政区名 茅町（かやちょう）、六供（ろっく）、本宿（もとじゅく）、風布（ふうっぷ）、上平・下小路（うえだいら・しもこうじ）、山居（さんきょ）、露梨子（つゆなし）、三ヶ山（みかやま）、牟礼（むれい）



「男衾（おぶすま）」は「小被」とも書かれていますが、「男衾」の文字は、奈良時代から使われていたようです。「衾（ふすま）」はふとんのこと、代々新天皇が即位するときに、「真床男衾之儀」と呼ばれる儀式が行われます。

軽自動車税についてのお知らせ

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税される税金です。

平成26年度、27年度の税制改正で、軽自動車と小型の普通自動車との間の税負担水準格差を見直し、グリーン化を進める観点などから、軽自動車税の税率が改正されました。

平成28年度からの軽自動車税は次のとおりです。

軽自動車税の税率変更について

■原動機付自転車および二輪車等

区分	平成27年度まで	平成28年度から
原動機付自転車	排気量50cc以下	1,000円
	排気量50cc超～90cc以下	1,200円
	排気量90cc超～125cc以下	1,600円
	三輪以上のもので排気量が20cc超～50cc以下（ミニカー）	2,500円
		3,700円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円
二輪の軽自動車	排気量125cc超～250cc以下	2,400円
	排気量250cc超	3,600円
		4,000円
		6,000円

■三輪および四輪以上の軽自動車

車種区分	税率（年税額）		
	平成27年3月31日までに最初の新規検査※1をした車両	平成27年4月1日以後に最初の新規検査をした車両	最初の新規検査から13年を経過した車両（重課）※2
軽自動車	三輪	3,100円	3,900円
		7,200円	10,800円
	四輪以上	5,500円	6,900円
		4,000円	5,000円
	乗用	3,000円	3,800円
			4,500円

※1最初の新規検査年月は、自動車検査証に記載されている「初度検査年月」を指します。

※2動力源または内燃機関の燃料が、電気・天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車および被けん引車を除きます。

平成27年度に新車の新規登録をした軽四輪車・軽三輪車のうち、排出ガス性能および燃費性能の優れた環境負荷の小さい車両は、その燃費性能に応じて、平成28年度分に限り軽自動車税の税率を軽減する特例措置「グリーン化特例（軽課）」が適用されます。詳細は下表をご覧ください。

車種区分	税率（年税額）		
	平成27年4月1日から平成28年3月31日までに最初の新規検査をした車両	乗用：平成32年度燃費基準+20%達成車	乗用：平成32年度燃費基準達成車
軽自動車	電気自動車・天然ガス自動車※1	貨物：平成27年度燃費基準+35%達成車	貨物：平成27年度燃費基準+15%達成車
		※2	※3
	75%軽減	50%軽減	25%軽減
	三輪	1,000円	2,000円
		2,700円	5,400円

※1天然ガス自動車は、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。

※2、※3については、揮発油（ガソリン）を内燃機関の燃料とする軽自動車に限りります。

○燃費基準の達成状況は、車検証の備考欄に記載されています。

問い合わせ／税務課（☎581-2121内線154～156）へ。